

平成23年度 国立大学法人熊本大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

1)

※枠内に、中期計画を記載（以下同じ。）

① 創造的知性と実践力を兼ね備えた学士力を身に付けさせるため、学習成果に基づく体系的な学士課程教育プログラムを平成23年度までに構築し、実施する。

- 学習成果に基づく新しい学士課程教育プログラムを実施するとともに、引き続き改革を推進する。

② 社会的要請の強い分野において、新たに秋季入学の教育プログラムを導入する。

- 秋季編入学の教育プログラムの概要を設計する。

2)

① 高度で幅広い専門知識・技能及び課題解決能力を身に付けた高度専門職業人を養成するため、明確な人材養成目的に沿って、体系的な教育課程を備えた国際的通用性の高い教育プログラムを整備する。

- 「大学院教育推進委員会」において、体系的な教育課程を備えた国際的通用性の高い教育プログラムの在り方について検討する。

② 海外の交流協定校等との連携、国費外国人留学生制度の活用等により、国際的な大学院教育プログラムを充実する。

- 各研究科での国際的な大学院教育プログラム構想の検討状況を踏まえ、実施の可能性について現状分析を行う。

3)

① 社会文化科学研究科：人間・社会科学、文化学及び教授システム学の分野において、高度な専門知識及び創造的課題解決能力を身に付けた研究者及び高度専門職業人を養成するため、コースワーク及び研究指導を充実する。

- 22年度に行った複数指導教員に関するシラバスの表記の改善を踏まえて、複数指導教員による指導体制が実質化されているか、及び学修課題に則した科目の体系的性が保たれているかを検証し、新たな体制について検討する。

② 自然科学研究科：理学、工学及びその融合分野（複合新領域科学等）において、幅広い分野にわたる創造性豊かな実践的応用能力及び総合的・国際的視野を持つ研究能力を身に付けた研究者及び高度専門職業人を養成するため、コースワーク及び研究指導を充実する。

- 附属総合科学技術共同教育センターを核として、引き続き国内企業、国内他大学院、海外協定校との連携による国内共同教育および国際共同教育体制の拡充整備を行い、学生の英語力の強化と実践力強化に向けて「大学院科学技術教育の全面英語化計画」での取組を引き続き実施するとともに、平成21

年度採択の組織的な大学院教育改革推進プログラム「イノベーション創出のための大学院教養教育」のもとで理学・工学の枠にとらわれない幅広い知識を教授するための大学院教養教育科目の提供を引き続き整備・拡充させる。

③ 医学教育部：医学及び生命科学の分野において、高度な知識と研究能力、生命と医療に関する倫理観及び先進的医療を構築・実践できる洞察力と技量を身に付けた研究者及び高度専門職業人を養成するため、コースワーク及び研究指導を充実する。

- 前年度に実施したアンケート調査結果を参考に、修士課程及び博士後期課程のカリキュラムを必要に応じ改善するとともに、eラーニングを含む遠隔授業教材の充実及び国際化の推進を継続して実施する。

④ 薬学教育部：創薬・生命科学・環境科学分野において、薬学に関する高度な知識と研究能力、生命と環境に関する倫理観及び先進的創薬を実践できる洞察力と技量を身に付けた研究者及び高度専門職業人を養成するため、コースワーク及び研究指導を充実する。

- 学習成果に基づく体系的な大学院博士後期課程及び博士課程の教育プログラムの実施のための準備を行うとともに、研究指導体制を構築する。

⑤ 保健学教育部：保健学分野において、看護学、放射線技術科学及び検査技術科学に関する高度な知識と研究能力、生命と医療に関する倫理観及び先進的保健を実践できる洞察力と技量を身に付けた研究者及び高度専門職業人を養成するため、コースワーク及び研究指導を充実する。

- 特別研究に係る研究計画の進捗状況等について検証し、研究支援を強化する。

4)

① 法理論と実務を架橋する法曹養成の教育目標に基づき、社会における基礎的かつ普遍的なニーズ及び地域の法的ニーズに的確に対応できる能力を身に付けさせるため、段階的・系統的な教育を実施する。

- 法律基本科目群・法律実務基礎科目群についての前年度の検討をふまえて、段階的な教育を実施する準備を行う。また、主として展開・先端科目群において、地域の法的ニーズをふまえた専門医としての法曹の知識を取得するための、系統的な教育の実施体制を再構築するための検討を行う。

② 地域社会、とりわけ熊本県を中心とした九州圏内の司法ニーズにこたえることのできる法曹を養成することにより、九州圏内地域に定着し、地域のために活動する質の高い法曹の量的増加を目指す。

- 学生の学習意欲を高めるための方策、及び学生が熊本県を中心とした九州圏内の司法ニーズに強い関心を持つようになるための方策を実施する。また、学生の法知識の定着を促進するための方策を検討する。

5)

① 学部等の募集単位ごとに、課程の目的により良く適合するようにアドミッションポリシーを一層明確化する。

- 各教育課程の目的に沿って、本学が求める学生像を一層明確化するため、

新しい学士課程教育プログラムとの関連を考慮しつつ新たなアドミッションポリシーの作成を進める。

② アドミッションポリシーに沿った優秀な学生を確保するため、入試の在り方を点検して必要な改善を行うとともに、広報を強化する。

● 入学者選抜方法の改善に向けて、引き続き全学的に選抜方法の検証を行う。

③ 課程の目的に則した学位授与の方針を具体的に定め、明確な評価基準に基づき学習成果を的確に把握・検証することによって、学士課程及び大学院の教育プログラムの改善を継続的に行う。

● 学士課程において、学習成果に基づく学位授与の方針を確立するとともに、eポートフォリオシステムの試験的運用を開始する。

6)

① 本学が構築した高度な高度情報化キャンパス環境を活用した e ラーニングを含め、多様な授業形態・方法の普及を促進する。

● 学士課程において、eラーニングと多様な授業形態・方法の連携・普及を実施する。

② 授業方法等の改善を推進するため、学生による授業改善のためのアンケートの方法を見直すとともに、アンケート結果を踏まえた教員のFD活動を充実する。

● 新たな「授業改善のためのアンケート」実施結果の分析及び全学・学部等のFD活動の見直しを行う。

③ 厳格で一貫した成績評価の徹底を図るため、シラバスにおける授業目標及びそれに基づく評価方法・基準の一層の明確化を推進する。

● 前年度、学士課程教育推進委員会において設定した「学士課程教育に期待される学習成果」に基づいた評価方法等を検討し、厳格で一貫した成績評価の方法・基準を一層明確化するとともに、シラバスの項目について改善に向けた検討を行う。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1)

① 学習成果に基づく体系的な教育を実施するため、学部が主体的に責任を持つ新たな教養教育の構築を含め、効果的・効率的な学士課程教育の全学的実施体制を平成 23 年度までに整備する。

● 新たな全学的実施体制の下で、新学士課程教育プログラムを実施する。

② 学士課程教育プログラムを実施するために必要な教職員を効果的・効率的に配置する。

● 新しい学士課程教育プログラムを実施するために必要な教職員の効果的・効率的な配置を実施する。

2)

① 国際的に通用する大学院教育実施体制を強化するため、教育プログラムの成果を検証し、その結果を基に改善する質保証システムを充実する。

- 体系的な教育課程を備えた国際的通用性の高い大学院教育プログラムの在り方について検討する「大学院教育推進委員会」を設置するとともに、学部・大学院のFD活動等の全学的な実施を検討する「FD委員会」を設置し、教育プログラムの質保証システムの検討を行う。

② 社会的・学術的要請にこたえて、国内外の大学や研究機関、産業界や行政との連携等を推進する。

- 学外との連携による教育の実態を踏まえ、学外との連携の方策について検討する。

③ 社会文化科学研究科：教育組織を見直すとともに、柔軟で効果的な教育実施体制を構築する。

- 他大学へのアンケート等を踏まえ、教育組織の見直しについて、具体的で実現可能な方法について引き続き将来構想検討WG等で検討を行う。

④ 自然科学研究科：社会的要請を踏まえて教育組織を見直すとともに、柔軟で効果的な教育実施体制を構築する。

- 複合新領域科学専攻の改組を行い、新しい教育体制を整備する。また、総合科学技術共同教育センターにおいては、国内企業、国内他大学院、協定校を含む海外大学との協働による多様な共同教育プログラムを提供するための体制を引き続き拡充・整備する。

⑤ 法曹養成研究科：多様な授業科目を提供するとともに、少人数教育の特色を生かし、他大学の法科大学院との連携・協力体制を強化する。

- 九州・沖縄4法科大学院教育連携を中心として、他法科大学院との連携・協力により提供できる授業科目を確定するとともに、実施準備を行う。また、4法科大学院における対抗模擬裁判を継続して実施するとともに、その充実を図る。

3)

① eラーニングやICT活用教育を含む教育・学習に対する全学的な支援・推進体制を整備・強化するため、学内共同教育研究施設の機能的再編を計画的に推進する。

- 大学教育機能開発総合研究センター、eラーニング推進機構、総合情報基盤センターの機能的連携及び組織再編について検討する。

② ユビキタスな情報社会における学生の自主的学習を支援するため、総合情報環境構想に基づき、図書館の高度情報化を推進する。

- 電子コンテンツの整備計画を策定するとともに、図書館システムとeラーニングシステムの連携及び図書館システムとシラバスとの連携に関する整備計画を策定する。また、拡充計画に基づき電子的利用ガイダンスを実施する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

1)

① 学生の自主的な学習を促進するため、学習相談・助言の支援体制を強化するとともに、自習スペース等の自律的学習環境を全学的に整備する。また、社会人学生のニーズに応じた学習支援策を充実する。

- グループ学習スペース（ラーニング・コモンズ）の整備のため、調査結果に基づき整備計画を策定する。また、社会人学生の支援体制の整備について検討を行う。

② 学生が充実した生活を送れるように、各種奨学金の応募支援等の経済支援面の取組を強化するとともに、保健センターとの緊密な連携の下に、学生相談室が蓄積したノウハウとデータを生かして、メンタルケア等の総合相談窓口機能を一層向上させる。

- 経済支援策を検証・改善し、引き続き支援の取組を強化する。また、前年度までに構築した学生相談の全学的連携体制の下、総合相談体制のさらなる機能充実を図る。

③ 学生の社会性を高めるため、学生自主企画支援事業「きらめきユースプロジェクト」の拡充を始め、学生が主体的に取り組む社会貢献・サークル活動等の学内外での様々な活動を継続的に支援する。

- 学生委員会において、学生自主企画支援事業「きらめきユースプロジェクト」を推進するため周知方法等を改善し、申請団体の拡充を図るとともに、学生が主体的に取り組む社会貢献・サークル活動等の学内外での活動の支援の在り方を検討する。

④ 学生のキャリア形成・就職活動を支援するため、卒業生の協力も得ながら、キャリア支援課と学部・研究科等が連携する全学的キャリア支援体制を強化する。

- 学生のキャリア形成・就職支援の充実を図るため、検討組織体制を強化するとともに、昨年度検討し、実施したOB・OGメッセージ等の活用策や博士課程学生等に対する支援策を実施する。

2)

① 学生の海外研修や調査研究、国際会議やシンポジウムへの参加を促進するために、情報提供及び助成等の支援を展開する。

- 学生派遣プログラムを見直し、それに基づく派遣を進めるとともに、学生交流の更なる拡充のためにその他の学生派遣活性化策との協同を図る。

② 外国人留学生に対して入学から卒業・就職に至るまで多様なニーズに即応できるようなサービス体制を整備し、より快適なキャンパス生活及び住環境を提供できるよう支援を強化する。

- 留学生に対する生活支援等の充実を図るとともに、留学生と地域との共生を促進する事業や日本での就職等に関連する支援策の検討を行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

1)

① 生命科学において、グローバルCOE「細胞系譜制御研究の国際的人材育成ユニット」プログラム及び「エイズ制圧を目指した国際教育研究拠点の形成」プログラムの着実な遂行等を通して質の高い先端研究を組織的・機動的に展開し、国際的な研究能力を有する人材を育成するとともに、グローバルな共同研究ネットワークの拡充・発展を通して国内外の共同研究を先導する。

- グローバルCOEプログラム及び学内の拠点形成研究において、評価結果を踏まえ、質の高い研究並びに国際教育研究拠点の活動を展開し、国内外研究機関と連携した人材派遣等や若手人材の雇用・育成を進めるとともに、国際学術会議等を開催する。

② 自然科学において、グローバルCOE「衝撃エネルギー工学グローバル先導拠点」プログラムの着実な遂行等を通して質の高い先端研究を組織的・機動的に展開し、国際的な研究能力を有する人材を育成するとともに、グローバルな共同研究ネットワークの拡充・発展を通して国内外の共同研究を先導する。

- グローバルCOEプログラム及び学内の拠点形成研究において、評価結果を踏まえ、質の高い研究並びに国際教育研究拠点の活動を展開し、国内外研究機関と連携した人材派遣等や若手人材の雇用・育成を進めるとともに、国際学術会議等を開催する。

③ 人文社会科学において、拠点形成研究「永青文庫」資料等の世界的資源化に基づく日本型社会研究」等を通して質の高い研究を展開し、成果を迅速に公開するとともに、高度な研究能力を有する人材を育成する。また、共同研究ネットワークの構築・拡充・発展を通して広く国内外での共同研究を推進する。

- 学内の拠点形成研究の着実な遂行を通して質の高い研究を展開し、若手人材の雇用・育成を進めるとともに、国際学術会議等を開催する。また、共同研究ネットワークの構築等を通して共同研究を推進する。

④ 学際・複合・新領域において、拠点形成研究「地域水循環機構に基づく持続的水資源利用のフロンティア研究」等を通して質の高い先導的研究を積極的・機動的に展開し、国際的な研究能力を有する人材を育成するとともに、共同研究ネットワークの構築・拡充・発展及び国内外での共同研究を推進する。

- 学内の拠点形成研究の着実な遂行を通して質の高い研究を展開し、国内外研究機関と連携した人材派遣等や若手人材の雇用・育成を進めるとともに、国際学術会議等を開催する。

2)

① 「人の命」、「人と自然」、「人と社会」の領域において、基盤的研究を推進するために優れた人材を登用し、共同研究の実施や学術セミナーの開催等を通して次世代人材の育成を強化・推進する。

- 「人の命」、「人と自然」、「人と社会」の各領域において、基盤的研究を推進するために、必要な人材を登用し、共同研究の実施や学術セミナーの開催等を活発に展開するとともに、本学の科学研究費補助金にかかる申請・採択増、インセンティブの付与等の施策を継続する。

② 「人の命」、「人と自然」、「人と社会」の領域において、基盤的研究を推進し、担うことの出来る人材を発掘・育成するため、研究者の研究成果の教育への還元を推進する。

- 「人の命」、「人と自然」、「人と社会」の各領域において、前年度検討した教育プログラムに従って研究者が学生への教育に参加し、研究成果の教育への還元を行う。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

1)

① 優れた若手研究者を育成するため、本学の大学院先導機構を中心としたテニユア・トラック制度及びイノベーション推進機構を中心とした「異分野融合型イノベーション人材育成プログラム」等の実施並びに各部局等の各種非常勤研究員制度の活用を推進する。

- テニユア・トラック制度により採用した特任助教への支援等を行うとともに、第一期採用の特任助教のテニユア審査を行い、大学院先導機構准教授として採用者を決定する。また、第二期採用の特任助教について中間評価を行い、前年度に引き続き、テニユア・トラック制度定着のための検討を行う。さらに、前年度までに構築した異分野融合型イノベーション人材養成システムにより関連企業等へ人材を輩出し、中間評価を行うとともに、各部局等においては引き続き各種非常勤研究員制度の活用を推進する。

② 女性教員の積極的参画を実現するため、熊本大学男女共同参画推進基本計画を推進する。また、女性教員の任用を促進し、中期目標期間中に女性教員の割合を概ね15%に増加させる。

- 「熊本大学男女共同参画推進基本計画」を推進するアクションプログラムの実施状況を検証し、基本計画の達成に向けて検討する。

2)

① 質の高い研究及び基盤的研究を推進するため、学内で拠点形成研究の公募等を継続的に実施し、新規の基盤的拠点研究を発掘し育成するために研究費を重点配分する。

- 学術研究推進戦略の検討結果に基づき、質の高い研究及び基盤的研究を推進するため、拠点形成研究等に対して研究費を重点的に配分する。

② 「発生医学研究所」の全国共同利用・共同研究拠点事業を推進する。

- 国際レベルの共同研究を賦活化し、発生医学分野の研究基盤の確立・発展、先端的研究、恒常的視野に立った人材育成、国内外の連携ネットワークの活用により共同利用・共同研究を推進する。

③ 既存の学問領域を越えて新たなパラダイムを創出する研究活動を強化するため、大学院先導機構に教員等を継続的に配置する等、機構の体制の強化により、新規拠点研究の育成を重点的に推進する。

- 前年度に引き続き、大学院先導機構の体制強化に向けて、体制の在り方等についての検討を行う。

④ 「生命資源研究・支援センター」や「総合情報基盤センター」等の学内共同教育研究施設の機能強化・機能分化による研究推進のための技術支援や研究支援体制を強化する。

- 前年度に引き続き、「生命資源研究・支援センター」や「総合情報基盤センター」等の活用による研究推進のため、技術支援や研究支援体制強化のための具体的方策の検討を行う。

⑤ 「グローバルCOE推進室」等の研究支援部門の一層の拡充など、研究者支援の事務支援体制を整備し、教員等が研究に専念できる環境を整える。

- 前年度に実施した事務組織改編に基づき、事務支援体制を整備するための人事制度等についての具体的な検討を行う。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

1)

① 科学技術や産業の振興に貢献するため、イノベーション推進機構を中心として、研究成果の有体物の整備管理、知的財産等の活用を推進する。

- 有体物データベースへの有体物の登録を進めホームページで公開するとともに、知的財産に係る戦略企画の強化策を策定する。

② 国内外の研究及び産業の発展等に貢献するため、その推進のための施策・評価委員会等にも積極的に参画し、社会貢献を果たす。また、国内外の研究機関等とネットワークを形成し、学術研究並びに産学官連携を組織的に進める。

- 自治体等の研究や産業発展に関する委員会への本学教職員の積極的参画と活動を推進するとともに、国内外の研究機関等とのネットワーク形成を推進する。

2)

① 地域振興の中核大学として、地方自治体と共同で、魅力ある地域づくりと地域人材育成を行うため、政策創造研究教育センターの機能を強化する。

- 設置したサテライト拠点を活用して、都市部及び農山村の生活の質改善に資する地域マネジメント研究や運営システムの構築及び人材育成のための研究を行うため、自治体と共同で研究開発を行う。

② 地域文化の向上、教育の質向上に貢献するため、「高等教育コンソーシアム熊本」の活動を活性化する。

- 本学が中心となって「高等教育コンソーシアム熊本」の活性化の方策を実行する。

③ 図書館等を中心とした地域への情報提供と知的・文化的サービスを一層充実させるとともに、公開講座や授業開放等を推進し、地域住民への知の還元を行う。

- 学術リポジトリの拡充計画、公立図書館等との連携計画及び附属図書館貴重資料展実施計画を実施し検証するとともに、永青文庫等については研究の進展に応じて成果を公開する。また、公開講座や授業開放等については、前年度の見直しに基づいて実施する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

1)

① 英語による授業の実施、留学生を対象とする日本語教育の充実、交流協定校等との教育プログラムの拡充などを通じて、学生の国際的な交流を推進する。

- ダブルディグリープログラム導入の取り組みなど国際共同教育プログラムの充実を図るとともに、大学間交流の戦略的活性化について検討する。

② 外国人教員・研究者の受入を拡大するとともに、秋季入学の実施拡大など、教育環境を整備する。

- 外国人教員・研究者の招聘促進に向けた取り組みを推進するとともに、秋季編入学の教育プログラムの概要を設計する。

2)

① 研究者交流を大学として推進するために、国際的研究ネットワーク等を充実させ、国際的研究環境を整備する。

- 国際的研究ネットワークを拡充するため、海外拠点の活用等を推進する。

② アジアをはじめとした世界諸国において、高等教育の発展、研究レベルの向上、並びに人材育成に貢献するために、国際共同研究や国際協力事業等を展開する。

- 若手研究者の交流及び国際的な人材育成の充実を図るための学内支援を強化するとともに、国際協力事業への参画等を活発化させるための取り組みを推進する。

3)

① 第一期に設置された「国際化推進機構」が中心となり、学内文書の英語・中国語・韓国語等への多言語化やワンストップサービスをはじめとする国際化に対応した留学生・外国人研究者への支援環境の整備を強化する。

- キャンパス環境の整備及び業務の多言語化を図るとともに、ワンストップサービス等の事務支援及び職員の国際業務スキル向上の取組を強化する。

② 本学に留学した学生の組織化、海外オフィスの増設など、海外拠点の整備を進めるとともに、教育・研究に関する取組を世界に向けて発信する。

- 本学に留学した卒業生・修了生のネットワーク化と海外拠点の拡充を図るとともに、Webページ等による国際的な情報発信を推進する。

(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置

1)

① 病院再開発に伴う医療環境整備を継続するとともに、健全経営を維持しつつ、がん診療連携拠点病院、エイズ中核拠点病院等の拠点化を図り、地域中核病院として機能を強化するなど、診療機能の特長化を推進する。

- 医療環境整備のため、外来診療棟改築工事に着手し、管理棟改修計画を策定するとともに、健全経営維持のため、引き続き経営戦略委員会を中心に経営戦略を検討、策定する。また、地域中核病院としての役割を果たすため、

引き続き各拠点病院関係事業等の活動を推進する。

② 安全、かつ患者満足度の高い医療サービスを提供するため、医療事故防止及び院内感染防止対策の更なる強化に組織的に取り組むなど、リスク対応の質向上を図るとともに、再開発による病棟新営後の院内環境の整備を計画的に推進する。

- 医療サービス及び医療安全管理の向上を図るため、引き続き「医療の質管理センター」を中心とした体制を整備するとともに、リスク対応等にかかる研修の実施を推進する。

③ 地域医療連携を組織的に推進するため、周産期医療体制の充実（NICU・GCUの増床及びMFICUの新設）、救急医療の機能分担、地域医療を担う医師の支援など、地域の要請に対応できるシステムを構築する。

- 周産期医療体制を充実させるため、「総合周産期母子医療センター」の機能強化を図る。また、地域医療に貢献するために「熊本県地域医療再生計画」に基づく諸事業を推進する。

2)

① 質の高い医療人を育成して地域に安定的に供給するため、医学、薬学、保健学等の学生、並びに専門修練医の臨床研修プログラムの開発・充実を継続するとともに、専門医資格取得等の指導体制を整備する。

- 質の高い医療人を育成するため、引き続き中九州三大学病院合同専門医養成プログラムによる研修プログラムの開発及び専門医取得キャリアパスシステムデータの集積・分析を行う。また、総合臨床研修センターにおいて指導医のスキルアップ及び生命科学研究部との卒前卒後教育における連携等を図る。

② 地域医療人向け研修プログラムの開発・充実を推進する。とくに、病院の特色を活かして、がんや生活習慣病、再建・再生医療等の高度で、かつ専門性に対応した医療の教育・研修を充実させる。

- 地域医療人教育を充実させるため、前年度の検討結果に基づき、シミュレーションシステムの利用状況等を分析するとともに、引き続き改善策について検討する。また、地域医療人向けの教育・研修の充実策を実施し、見直しを行う。

3)

① 臨床研究を推進するため、外部資金の獲得及び人材の確保並びに寄附講座の設置等に継続して取り組み、臨床研究推進体制を整備する。

- 臨床研究を推進する体制を整備するため、教員の勤務環境改善を含めた臨床研究を行う環境整備を行うとともに、引き続き大型研究プロジェクトのシーズの洗い出し及び計画書の作成等を行う。

② 高度医療開発センター及び治験支援センターの機能強化を目指し、外部資金並びに人的資源の積極的な注入による研究支援策を講じて、新たな先進医療の承認獲得、治験支援体制の整備等を推進する。

- 臨床研究の推進を図るため、高度医療開発センター機能を充実し、新規医

療技術の開発推進等に取り組むとともに、治験支援センター機能の充実を図る。

(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置

1)

① 教育学部及び教育学研究科の方針・計画に基づき、学校教育に関わる先導的な教育プログラムを開発するために、大学・附属学校園間の組織的な連携体制の強化と学校運営の充実を図り、独自の教育実践研究を推進する。

- 平成22年度の見直しや検討を承け、「学部・附属学校連絡協議会」の下に新たに設置した「附属学校運営委員会」において、附属学校園の諸問題の協議・検討を行うとともに、同じく平成22年度に設置した「学部・附属学校研究連携推進委員会」において、附属学校園の研究教育テーマの策定を行う。

② 教育学部・教育学研究科の主導の下で行われる、教員としての実践的指導力の育成に効果的なカリキュラム開発を支援し、教育実習に関わる教育・指導機能を高める。

- 教育実習支援委員会で、教育実習の支援のあり方、指導内容について改善案をまとめるとともに、附属学校園での教育実習に関わる支援・協力プログラムを策定する。

③ 熊本県・市教育委員会等との連携を強化して、地域の学校教育等に寄与するため、先進的な教育実践研究の成果を地域の学校等に還元するとともに、効果的な方法により現代的教育課題に関する情報提供・助言等を行う。

- 平成22年度に引き続き、「学部・附属学校連絡協議会」において、熊本県・市教育委員会等と附属学校園、教育学部、熊本大学との組織的な連携強化の方策を検討・策定するとともに、研究ニーズや先進的な教育実践研究の情報を収集し検討する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

1)

① 学長のリーダーシップの下、学術的及び社会的要請を踏まえ大学の活性化に向けて教育研究組織の整備・見直しを行う。

- 薬学教育部（仮称：医療薬学専攻、創薬・生命薬科学専攻）の平成24年度改組に向けて必要な手続きを進めるとともに、社会文化科学研究科の見直し及び医学教育部（医学専攻、医科学専攻）の入学定員改訂について、引き続き検討を行う。

② 経営協議会等の外部有識者の意見の活用及び大学情報の収集・分析・活用等を機動的に行う部門の創設等により、施策立案機能を高める。

- 外部有識者意見及び監査結果の活用方策を作成するとともに、大学情報の収集・分析・活用等を機動的に行う部門の設置について、引き続き検討を行う。

③ 学長のリーダーシップの下、本学の重点的な施策を機動的に展開するため、学長裁量資源を拡充するとともに、戦略的な資源配分を行う。

- 学長裁量人件費の具体策を実施するとともに、平成24年度学長裁量経費等の拡充について検討し、配分方針を作成する。また、共用スペース拡充・充実のための要項等に基づき、共用スペースの活用を図る。

④ 附属病院については、病院長の専任制（職務従事環境）、医師の診療業務環境の整備など附属病院の目的達成に必要な機能を充実・強化する。

- 前年度に作成した改善策に基づき、病院長の職務従事環境及び医師の診療業務環境の改善を行う。

2)

① 教育研究等の活動を活発に展開するため、柔軟な人事・給与制度の整備を推進するとともに、教職員のモチベーションの向上に繋がる施策を拡充する。

- 教職員のニーズ（要望）を反映した、モチベーションの向上に繋がる具体的な施策を策定する。

② 高い専門性を必要とする業務に専門的能力を有する職員を配置するとともに、当該業務に携わる職員のキャリアパス等を整備する。

- 新たな事務体制についての検証を踏まえ、専門的能力を有する職員の配置について具体的に検討を行い、可能なところから配置を進める。

③ 男女共同参画推進基本計画に基づく事業の組織的推進を継続して、男女の機会均等の実現や、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。

- 平成22年度に策定した「男女共同参画推進基本方針に係るアクションプログラム」に基づき、数値目標達成に向けた取組みを行う。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

1)

① 法人業務と大学業務の機能分化等の視点から、業務全般の点検・見直しを行い、事務組織の再編・合理化を計画的に実施する。

- 平成22年度に実施した業務全般の点検・見直しの検証及び再編した新組織の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

② 職員の資質・能力向上のためのプログラム等を拡充するとともに、業務の改善と効率化に対する意識向上のための取組を推進する。

- 22年度に行った人事制度改革の趣旨及び同年度に実施した研修に対するアンケート等による検証を踏まえ、研修体系の見直しを行い、さらに研修内容を充実させるとともに階層別研修の隔年実施分について実施し、その内容・成果について検証を行う。また、事務組織の概ね3分の2を対象として、業務改善と効率化の取組みを実施する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

1)

① 科学研究費補助金等の外部資金を獲得するための具体的方策等を策定し、戦略的に獲得する。

- 前年度に引き続き、外部資金獲得の各種方針について検討等を行うとともに

に、熊本大学基金の増額に向けた全学的な取り組みを検討し、実施する。

② 受益者負担の導入、各種料金の改定等の具体的方策を策定し、自己収入の増加を目指す。

- 前年度に策定した具体的方策に基づき、自己収入増加に向けた取り組みを行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の削減

1)

① 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

- 引き続き概ね1%の削減を図る。

(2) 人件費以外の経費の削減

1)

① 経費削減及び業務の現状を検証するとともに、熊本大学固有の学内アウトソーシングシステムの活用、教職員のコスト意識改革のための取組等を推進する。

- 管理的経費の検証及び検討を行い、経費の抑制を推進するとともに、コスト意識改革のために省エネ啓発や省エネパトロールを行い、継続的な省エネ活動を実施する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

1)

① 寄附金、熊本大学基金、大学運営費等の収支状況を定期点検して、余裕金の運用計画を策定し、中期的に安全、かつ効果的に運用する。

- 余裕金の運用計画を策定・実施し、収支状況を定期的に点検する。

② 土地建物の使用状況を定期的に点検して、利活用計画等を策定し、推進する。

- 大学所有地の調査結果を基に利活用計画を策定する。また、職員宿舎の管理運営計画を策定する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

1)

① 教育研究等の質の向上を目指して、第一期に引き続き、部局ごとの組織評価及び教員個人活動評価とそれに基づく改善を計画的に実施し、組織評価については、評価の観点・基準の見直しを併せて行う。

- 前年度の検討結果に基づき、第2期(平成21~23年度)の教員個人活動評価を着実に実施するとともに、第3期(平成24~26年度)の改善に向けた取り組みを行う。

② 中期目標・中期計画の達成状況を効率的・効果的に点検・評価するために、大学情報アーカイブスを利用した統合情報データベースを計画的に構築し、活用する。

- 文書管理決裁システムの全学運用を開始し、学内文書等の大学情報アーカイブスへの集約を推進する。また、統合情報データベース構築に向け、コード体系及びデータフローについて検討する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

1)

① 情報発信体制を強化し、熊大通信等の大学広報誌、および熊本大学Webページ等を充実させ、情報公開や情報提供を多面的に実施する。

- Webページの充実のため、Webサイト企画WG（仮称）を設置し、新規コンテンツの開発等について検討を行う。また、広報誌『熊大通信』については、更なる誌面の充実及び効果的な情報発信に努める。

② 海外オフィス、リエゾンオフィス等を活用して、国際的な情報発信機能を高め、第一期に引き続き海外フォーラム等を計画的に開催する。

- 海外オフィス・リエゾンオフィス等を効果的に活用するとともに、国際的なフォーラム等の全学事業を継続実施する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

1)

① エコ・キャンパスの構築を目指して、省エネルギー等を計画的に推進するとともに、国際性と地域性に配慮した、安全で快適なキャンパスを整備する。

- 省エネ啓発を推進するとともに省エネ改修整備を実施する。また、キャンパス整備のフレームワークプラン基本方針を策定する。さらに、施設整備方針に基づきキャンパス整備を順次実施する。

② 施設設備を良好な状態に保ち、有効に活用するため、学生・教職員等の利用者の意見を反映した施設マネジメントを実施するとともに、拠点形成研究等を戦略的に推進するため、共用スペースを拡充・活用する。

- 修繕等概算年次計画に基づき、財源確保を含めた実施計画を策定する。また、新たな調査方法による施設利用者満足度調査を実施する。さらに、共用スペースの活用とともに学生等が利用する施設環境の改善を図る。

③ PFI方式による事業契約を行った「熊本大学（本荘）発生医学研究センター施設整備事業」及び「熊本大学（黒髪南）工学部他校舎改修施設整備事業」を確実に実施する。

- 「熊本大学（本荘）発生医学研究センター施設整備事業」及び「熊本大学（黒髪南）工学部他校舎改修施設整備事業」の事業計画に沿って維持管理業務とそのモニタリングを実施し、PFI事業を継続する。

2)

① 第一期に整備した高度情報化キャンパス環境の更なる高度化の達成及び情

報セキュリティを強化するために、総合情報環構想を再構築し、その構想に基づき、情報セキュリティ強化の恒常的取組み、統合情報データベースによる情報の一元化と有効活用、eポートフォリオ等による学習環境の充実、生涯活用を目指した熊本大学IDの導入等を計画的に実施する。

- 総合情報環構想2010に基づき、情報基盤の整備と新しい情報セキュリティポリシーの普及を促進する。

② 総合情報環構想に基づき、図書館においては、永青文庫等の貴重資料の電子化等を推進するとともに、データベース等の電子的利用環境を整備する。

- 貴重資料の電子化計画及び電子コンテンツの整備計画を策定する。また、拡充計画に基づき電子的利用ガイダンスを実施する。

2 安全衛生管理に関する目標を達成するための措置

1)

① 職員及び学生等の安全確保を強化するために、産業保健スタッフの充実等を含めて、安全衛生管理体制の見直しを実施する。

- 産業保健スタッフの適正配置を進める。また、職場巡視マニュアルを教職員等に周知するとともに、同マニュアルに基づく職場巡視等を実施する。引き続き、薬品管理支援システム活用の推進を図り、薬品管理を徹底する。

② 災害等に備えて、危機管理体制を強化するとともに、市民・地域と連携した取組みに重点を置いた施策を実施する。

- 自治体、関係機関等と連携し、教職員・市民を対象とした「熊本大学防災啓発セミナー（仮称）」を実施するとともに、防災設備やパネルの展示等により防災意識の啓発並びに地域との相互理解を深める。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

1)

① 不正経理や個人情報漏洩等の事例分析に基づき、「不正防止・法令遵守マニュアル」等を充実させるとともに、法令遵守を徹底するための研修等を実施する。

- 不正防止体制の確立に向けて、既存のマニュアルにおける未整備部分の整備、集約を行い、周知を図るとともに、研修会等による法令遵守の啓発・徹底を行う。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

39億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 1 重要な財産を譲渡する計画
予定なし。
- 2 重要な財産を担保に供する計画
附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について、担保に供する。

IX 剰余金の使途

決算において、剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
・(黒髪) (附特)校舎改修 ・(医病)外来診療棟 ・(医病) 基幹・環境整備 (第6病棟等支障建物取り壊し他) ・(黒髪) ライフライン再生 (屋外排水設備等) ・小規模改修 ・(本荘) 発生医学研究センター施設整備事業 (P F I) ・(黒髪南) 工学部他校舎改修施設整備等事業 (P F I)	総額 1, 4 2 0	施設整備費補助金 (9 4 0) 船舶建造費補助金 (0) 長期借入金 (4 2 4) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (5 6)

(注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- 1) 中長期的な人事計画に基づき適切な人員管理を行うとともに、新規事業等に戦略的、迅速かつ柔軟に対応できるような人員管理方策を導入し、効率的かつ効果的な配置を行う。
- 2) 組織の活性化及び事務職員等の質の向上に資するため、人事制度、人事評価制度、人材育成制度の改革を行うことにより、事務職員等自らがやりがいをもって職務に精励できる環境の整備を行う。

(参考1) 平成23年度の常勤職員数 2, 0 2 6人
また、任期付職員数の見込みを 5 9人とする。

(参考2) 平成23年度の人件費総額見込み22, 7 5 2百万円 (退職手当を除く。)

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成23年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	16,081
施設整備費補助金	940
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	191
国立大学財務・経営センター施設費交付金	56
自己収入	28,311
授業料及び入学金検定料収入	6,432
附属病院収入	21,201
財産処分収入	0
雑収入	678
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	2,832
長期借入金収入	424
目的積立金取崩	0
計	48,835
支出	
業務費	41,072
教育研究経費	23,192
診療経費	17,880
施設整備費	1,420
補助金等	191
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	2,832
長期借入金償還金	3,320
計	48,835

[人件費の見積り]

期間中総額 22,752百万円を支出する。(退職手当を除く。)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額14,939百万円)

(注) 「運営費交付金」のうち、平成23年度当初予算額15,686百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額395百万円

(注) 「施設整備費補助金」のうち、平成23年度当初予算額742百万円、前年度よりの繰越額198百万円

(注) 「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、前年度よりの繰越額からの使用見込額58百万円

2. 収支計画

平成23年度 収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	47,048
業務費	41,187
教育研究経費	4,480
診療経費	11,294
受託研究費等	1,122
役員人件費	186
教員人件費	13,485
職員人件費	10,620
一般管理費	1,890
財務費用	496
雑損	0
減価償却費	3,475
臨時損失	0
収入の部	
經常収益	47,063
運営費交付金収益	15,545
授業料収益	5,130
入学金収益	772
検定料収益	158
附属病院収益	21,201
受託研究等収益	1,122
補助金等収益	191
寄附金収益	1,600
財務収益	23
雑益	655
資産見返運営費交付金等戻入	576
資産見返寄附金戻入	65
資産見返物品受贈額戻入	25
臨時利益	0
純利益	15
目的積立金取崩益	0
総利益	15

3. 資金計画

平成23年度 資金計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	52,401
業務活動による支出	43,077
投資活動による支出	2,438
財務活動による支出	3,320
翌年度への繰越金	3,566
資金収入	52,401
業務活動による収入	47,019
運営費交付金による収入	15,686
授業料及び入学金検定料による収入	6,432
附属病院収入	21,201
受託研究等収入	1,122
補助金等収入	191
寄附金収入	1,709
その他の収入	678
投資活動による収入	996
施設費による収入	996
その他の収入	0
財務活動による収入	424
前年度よりの繰越金	3,962

別表

(学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数)

文学部	総合人間学科	220人
	歴史学科	140人
	文学科	200人
	コミュニケーション情報学科	120人
	学部共通（3年次編入）	20人
教育学部	小学校教員養成課程	440人
	中学校教員養成課程	280人
	特別支援学校教員養成課程	80人
	養護教諭養成課程	120人
	地域共生社会課程	80人
法学部	生涯スポーツ福祉課程	160人
	法学科	840人
	学部共通（3年次編入）	20人
理学部	理学科	760人
医学部	医学科	640人
	保健学科	576人
	保健学科共通（3年次編入）	32人
薬学部	薬学科	330人
	創薬・生命薬科学科	140人
工学部	物質生命化学科	320人
	マテリアル工学科	184人
	機械システム工学科	388人
	社会環境工学科	284人
	建築学科	224人
	情報電気電子工学科	612人
	数理工学科	40人
	学部共通（3年次編入）	90人
	教育学研究科（修士課程）	学校教育実践専攻
教科教育実践専攻		68人
社会文化科学研究科（博士前期課程）	公共政策学専攻	23人
	法学専攻	21人
	現代社会人間学専攻	36人
	文化学専攻	36人
	教授システム学専攻	30人
社会文化科学研究科（博士後期課程）	人間・社会科学専攻	18人
	文化学専攻	18人
	教授システム学専攻	9人
自然科学研究科（博士前期課程）	理学専攻	170人
	数学専攻	30人
	複合新領域科学専攻	24人
	物質生命化学専攻	86人
	マテリアル工学専攻	50人
	機械システム工学専攻	114人
	情報電気電子工学専攻	162人

自然科学研究科（博士後期課程）	社会環境工学専攻	76人	
	建築学専攻	72人	
	理学専攻	30人	
	複合新領域科学専攻	54人	
	産業創造工学専攻	42人	
	情報電気電子工学専攻	30人	
	環境共生工学専攻	30人	
	医学教育部（修士課程）	医科学専攻	40人
医学教育部（博士課程）	医学専攻	352人	
保健学教育部（博士前期課程）	保健学専攻	32人	
保健学教育部（博士後期課程）	保健学専攻	12人	
薬学教育部（博士前期課程）	創薬・生命薬科学専攻	70人	
薬学教育部（博士後期課程）	分子機能薬学専攻	54人	
法曹養成研究科(法科大学院の課程)	生命薬科学専攻	39人	
	法曹養成専攻	74人	
特別支援教育特別専攻科	特別支援教育専攻	20人	
養護教諭特別別科		40人	
附属幼稚園		160人	
	学級数	5	
附属小学校		720人	
	学級数	18	
附属中学校		480人	
	学級数	12	
附属特別支援学校	小学部	18人	
		学級数	3
	中学部	18人	
		学級数	3
	高等部	24人	
	学級数	3	